

## 媒介動物対策専門部会設置要綱

### 第1 設置

北海道エキノコックス症対策協議会条例（以下、「条例」という。）第7条第1項に基づき、エキノコックス症の媒介動物対策に関することを調査審議するため、媒介動物対策専門部会（以下、「専門部会」という。）を置く。

### 第2 調査審議事項

条例第7条第2項に基づき、専門部会は次の事項について調査審議する。

- (1) エキノコックス症の人への感染予防の方策に関すること。
- (2) エキノコックス症の媒介動物の疫学調査に関すること。
- (3) その他エキノコックス症の媒介動物対策に必要な事項に関すること。

### 第3 専門部会委員の構成

部会長及び部会委員は、条例第7条第3項及び第4項に基づき指名された委員及び特別委員とする。

### 第4 調査審議の期間

第2に掲げる事項の調査審議の期間は2年とする。

### 第5 会議

会議の開催及び議事について、次のより行う。

- (1) 専門部会は、必要に応じ、部会長が招集する。
- (2) 専門部会は、部会委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。

### 第6 事務

この専門部会の事務は、北海道保健福祉部健康安全局食品衛生課において行う。

### 附 則

この要綱は、平成29年3月16日から施行する。